

独立行政法人農林漁業信用基金平成23年度年度計画

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、主務省より指示された中期目標を踏まえて策定した中期計画を達成すべく、平成23年度において、以下の年度計画に従い、業務を実施するものとする。

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 事業の効率化

- (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、以下の点など支出の要否及び支出方法等について検討し、効率化を期する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。
 - ・基金協会との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減
 - ・引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制
 - ・サービスの選定等に当たっての求償権回収に係る費用対効果への配慮による求償権回収事業委託費の抑制
- (2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。
- (3) 共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。
- (4) 農業の低利預託原資貸付業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「独法見直し基本方針」という。）に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（12,500百万円）を平成23年度中に国庫納付する。
- (5) 林業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、当該業務に係る政府出資金17,056百万円のうち、当該運転資金制度において活用する見込みのない7,256百万円を平成23年度中に国庫納付する。
- (6) 漁業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（6,000百万円）を平成23年度中に国庫納付する。
- (7) 農業災害補償関係業務については、独法見直し基本方針に基づき、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減するとともに、業務の見直しに伴い政府出資金3,800百万円のうち2,000百万円及び利益剰余金1,976百万円を平成23年度中に国庫納付する。

- (8) 林業寄託業務については、貸付枠を引き続き17億円とするとともに、寄託原資について、14億円を政府出資により調達し、長期借入金を抑制する。
- (9) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会において、その役割、保険収支等の状況を踏まえ検討を行う。

2 業務運営体制の効率化

- (1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。
- (2) 職員の能力の向上を図るため、研修計画に基づき各種研修を効果的に実施する。
 - ア. 養成研修
 - ・新規採用研修
 - ・一般職員研修
 - ・現地研修
 - ・課長級研修
 - イ. 能力開発研修
 - ・支援研修
 - ・実践研修
 - ・専門研修
 - ウ. 法令遵守意識啓発研修
- (3) 平成23年度中に農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。

3 経費支出の抑制

- (1) すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の節減を行う。
 - ① 部署別の予算配分、予算執行の期中管理など予算の適正な執行管理を徹底する。
 - ② 減損会計の情報に基づき、適正な資産の評価を行う。
 - ③ 役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を徹底させる。
 - ④ 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。
- (2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。
- (3) 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）104.6について、中期目標期間の終了時まで100まで低下させる。

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。

4 内部監査の充実

業務の適正化を図るため、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき、常勤監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い信用基金の各業務について内部監査を適切に実施する。

また、内部監査の実施にあたっては、内部監査チェックリストを準備するとともに、指摘事項（要改善事項）のフォローアップを適切に実施する。

5 内部統制機能の強化

(1) 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス・プログラムに基づき、外部の有識者の専門的知見も活用しつつ、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた取組を適切に実施する。

特にコンプライアンス・マニュアルの職員への一層の周知に努めるとともに、コンプライアンス・チェックの適切な実施・フォローに努める。

(2) 業務の適正化を図るため、部室が所掌する事務の自主的な点検及び職員からの業務改善提案に対する取組を適切に実施する。

(3) 業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させるよう努める。

6 評価・分析の実施

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を期中及び事業年度終了後に行い、その結果を着実に業務運営に反映させる。

7 情報システムの整備

主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。

併せて、個人情報保護、情報管理の観点から信用基金における情報システムに係る情報セキュリティの確保に努める。

8 調達方式の適正化

調達に係る契約については、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）及び「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日付け閣議決定）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

(1) 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）への移行を着実に実施する。

(2) 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由

- が妥当か、契約価格が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。
- (3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。
- (4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 事務処理の迅速化

利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。

- (1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。なお、処理期間の検証を行い、必要に応じて見直す。

ア 保険通知の処理・保険料徴収	月次処理
イ 保険金支払審査	27日
ウ 納付回収金の受納	月次処理
エ 保証審査	7日
オ 代位弁済	150日
カ 貸付審査	
農業長期資金	償還日と同日付貸付
農業短期資金	月3回(5のつく日)
農業災害補償	4日
林業	3日
漁業長期資金	償還日と同日付貸付
漁業短期資金	8日
漁業災害補償	4日

- (2) 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。
- (3) 漁業信用保険業務において、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を実施する。
- (4) 事務手続の明確化・簡素化など、業務処理の方法の見直しを行う。

2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映

- (1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や

成果について、ホームページを活用して、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

- (2) 各業務において、保険引受等の情報・データの取りまとめ、基金協会等関係機関への提供、パンフレット等を活用したPR活動の推進などの情報提供に取り組む。
- (3) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、ホームページを活用して、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則を公表する。
- (5) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見を聴取するとともに、潜在的利用者等についても意向を把握し、業務運営に適切に反映させるよう努める。また、独立行政法人農林漁業信用基金苦情対応要領に基づき、苦情への適切な対応を行う。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

- (1) 保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。
このため、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。
- (2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、以下のとおり、貸付目的、市中金利との兼ね合い等を考慮した適切な水準に設定する。
 - ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における貸付金利は、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率とする。
 - ② 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務における貸付金利は、短期プライムレート等市中金利を勘案した適切な率とする。

2 引受審査の厳格化等

- (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。
 - ① 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。
 - ② 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえ

た、よりの確な引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を実施する。

- (2) 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。
- (3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。
- (4) 林業信用保証業務において、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業者への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、専門家を交えた経営診断・指導に取り組む。

3 モラルハザード対策

- (1) 農業信用保険業務について、部分保証やペナルティー方式などモラルハザードの防止対策を農業者等の負担の増加を避けることに留意しつつ、国との連携を図りながら総合的に検討する。
- (2) 漁業信用保険業務について、部分保証やペナルティー方式などモラルハザード防止対策を漁業者等の負担の増加を避けることに留意しつつ、国との連携を図りながら総合的に検討する。
- (3) 林業信用保証業務について、20年度に実施した部分保証対象の拡大等の措置後の状況について点検を行う。

4 求償権の管理・回収の強化等

- (1) ア. 求償権の管理・回収については、現地回収交渉や仮差押え、競売等の法的措置を講じるほか、基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等により、回収実績の向上に努める。
イ. 平成23年度における回収金収入については、4,561百万円を見込む。
- (2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。

5 代位弁済率・事故率の低減

代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け

基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実な徴収に努める。

7 資産の有効活用

他の独立行政法人や国に対し、信用基金の保有する職員用宿舎の共同利用について、積極的な周知を図り、共同利用を推進する。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

【別紙】

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

(1) 農業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の廃止に伴い不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。

① 国庫納付の額

農業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金全額（12,500百万円）とする。

② 国庫納付の時期

平成23年度中の可能な限り早い時期とする。

ただし、国庫納付の時期の決定にあたっては、現に農業経営改善促進資金を借り入れている農業者に不利益が生じないように十分に配慮する。

③ 国庫納付の方法

金銭による納付とする。

(2) 林業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の再設計に伴いその一部が不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。

① 国庫納付の額

林業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金17,056百万円のうち、新しい運転資金制度において活用する見込みのない7,256百万円とする。

② 国庫納付の時期

平成23年度中の可能な限り早い時期とする。

ただし、国庫納付の時期の決定にあたっては、現に木材産業等高度化推進資金を借り入れている林業者等に不利益が生じないように十分に配慮する。

③ 国庫納付の方法

金銭による納付とする。

(3) 漁業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の廃止に伴い不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。

① 国庫納付の額

漁業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金全額（6,000百万円）とする。

② 国庫納付の時期

平成23年度中の可能な限り早い時期とする。

ただし、国庫納付の時期の決定にあたっては、現に漁業経営改善促進資金を借り入れている漁業者に不利益が生じないように十分に配慮する。

③ 国庫納付の方法

金銭による納付とする。

(4) 農業災害補償関係業務に係る政府出資金について、当該業務の見直しに伴いその一部が不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。

① 国庫納付の額

農業災害補償関係業務に係る政府出資金3,800百万円のうち、活用する見込みのない2,000百万円とする。

② 国庫納付の時期

平成23年度中の可能な限り早い時期とする。

③ 国庫納付の方法

金銭による納付とする。

第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 人材の確保

金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する人材の確保に努める。

(2) 人材の養成

民間金融機関からの採用者によるOJTにより、職員の専門性の育成を図る。また、自主研修支援を行うなど研修を充実させることにより専門性の高い人材育成を図る。

2 積立金の処分に関する事項

(1) 各勘定（農業災害補償関係勘定を除く。）の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。

(2) 農業災害補償関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、独法見直し基本方針に基づき1,976百万円を平成23年度中の可能な限り早い時期に国庫納付するとともに、当該国庫納付する額を除いた額を農業災害補償関係業務に充てることとする。

独立行政法人農林漁業信用基金 平成23年度 年度計画

1. 予算

(1) 収入

(単位：千円)

科 目	総 計	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定
受入事業交付金	2,144,167	766,932	432,825	944,410	0	0
政府補給金受入	177,063	0	177,063	0	0	0
政府出資金	1,400,000	0	1,400,000	0	0	0
地方公共団体出資金	10,000	0	10,000	0	0	0
民間出資金	15,100	0	15,000	100	0	0
事業収入	163,424,619	54,086,505	10,377,776	28,062,688	53,788,540	17,109,110
受託事業収入	2,893	0	2,893	0	0	0
運用収入	1,631,629	682,311	346,939	536,812	64,517	1,050
借入金	71,383,000	0	5,574,000	0	50,168,000	15,641,000
その他の収入	10,613	8,366	2,217	20	0	10
合 計	240,199,084	55,544,114	18,338,713	29,544,030	104,021,057	32,751,170

(2) 支出

(単位：千円)

科 目	総 計	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定
事業費	218,349,049	42,100,489	17,344,400	22,297,152	103,937,612	32,669,396
運営経費	一般管理費	1,957,241	843,913	547,833	432,114	73,914
	直接業務費	328,172	191,506	78,333	46,771	8,592
	管理業務費	288,418	101,373	77,874	80,045	17,955
	人件費	1,340,651	551,034	391,626	305,298	47,367
合 計	220,306,290	42,944,402	17,892,233	22,729,266	104,011,526	32,728,863

2. 収支計画

(1) 収益

(単位：千円)

科 目		総 計	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定
經常収益	政府事業交付金収入	2,235,122	766,932	432,825	1,035,365	0	0
	政府補給金収入	177,063	0	177,063	0	0	0
	事業収入	9,424,299	7,141,855	495,163	1,651,631	23,540	112,110
	受託事業収入	2,893	0	2,893	0	0	0
	財務収益	1,631,629	682,311	346,939	536,812	64,517	1,050
	引当金等戻入	0	0	0	0	0	0
	雑益	10,613	8,366	2,217	20	0	10
臨時利益							
	償却債権取立益	14,733	0	14,733	0	0	0
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	0	0
	当期総損失	0	0	444,483	0	0	0
	合 計	13,496,352	8,599,464	1,916,316	3,223,828	88,057	113,170

(2) 費用

(単位：千円)

科 目		総 計	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定
經常費用	事業費	9,591,893	7,655,839	49,957	1,886,095	1	1
	一般管理費	1,931,845	806,811	573,392	406,345	74,110	71,187
	直接業務費	258,804	150,266	77,265	19,711	8,592	2,970
	管理業務費	264,761	85,944	74,782	76,907	16,402	10,726
	人件費	1,408,280	570,601	421,345	309,727	49,116	57,491
	減価償却費	84,681	51,326	10,128	19,960	2,795	472
	財務費用	214,211	985	177,182	20	4,625	31,399
	引当金等繰入	1,105,657	0	1,105,657	0	0	0
	雑損	0	0	0	0	0	0
	臨時損失						
	固定資産除却損	0	0	0	0	0	0
	当期総利益	568,065	84,503	0	911,408	6,526	10,111
	合 計	13,496,352	8,599,464	1,916,316	3,223,828	88,057	113,170

3. 資金計画

(1) 収入

(単位：千円)

科 目	総 計					
		農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定
業務活動による収入	167,369,327	55,511,255	11,321,040	29,563,690	53,863,120	17,110,222
投資活動による収入	77,108	36,132	13,292	7,284	20,400	0
財務活動による収入	72,808,100	0	6,999,000	100	50,168,000	15,641,000
前年度からの繰越金	106,527,107	34,704,556	33,966,750	32,264,606	5,495,635	95,560
合 計	346,781,642	90,251,943	52,300,082	61,835,680	109,547,155	32,846,782

(2) 支出

(単位：千円)

科 目	総 計					
		農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定
業務活動による支出	150,835,281	42,903,574	12,301,620	22,719,847	55,824,192	17,086,048
投資活動による支出	17,014	14,992	0	1,372	500	150
財務活動による支出	99,139,375	12,500,000	12,830,375	6,000,000	52,168,000	15,641,000
翌年度への繰越金	96,789,972	34,833,377	27,168,087	33,114,461	1,554,463	119,584
合 計	346,781,642	90,251,943	52,300,082	61,835,680	109,547,155	32,846,782